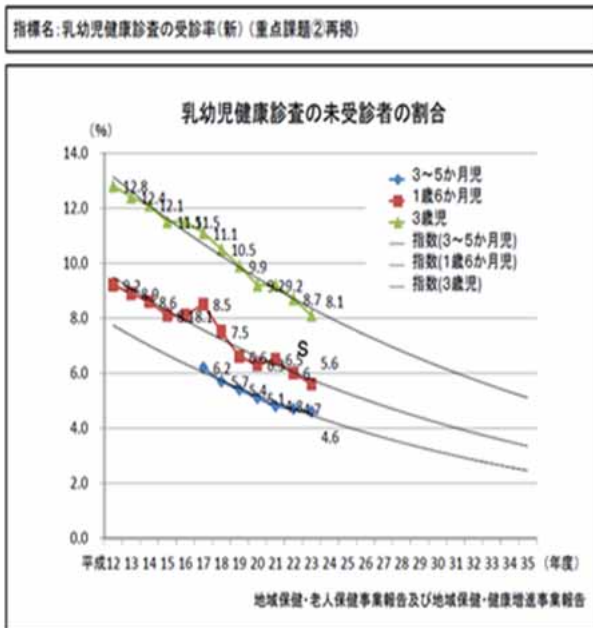


4 - 2 削減目標の設定と政策評価

目標設定・施策評価の先行実施例

「健やか親子 21 (第2次)」について検討会報告書

基盤課題A: 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策		
指標番号: 8	指標の種類: 健康行動の指標	
指標名: 乳幼児健康診査の受診率(新) (重点課題②再掲)		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
(未受診率 平成23年度) 3~5か月児: 4.6% 1歳6か月児: 5.6% 3歳児: 8.1%	(未受診率) 3~5か月児: 3.0% 1歳6か月児: 4.0% 3歳児: 6.0%	(未受診率) 3~5か月児: 2.0% 1歳6か月児: 3.0% 3歳児: 5.0%
【調査方法】 ○「地域保健・健康増進事業報告(平成19年度までは地域保健・老人保健事業報告) 地域保健編 1母子保健 (3)乳幼児の健康診査の実施状況」に記載された受診率(%)を100%から引いた差で、未受診率を求める。他の指標では、3~4か月児健診と表記しているが、本指標に限っては同事業報告の集計に合わせて、3~5か月児とする。		
【目標設定の考え方】 いずれの健診でも直近10年間は減少の傾向にある。引き続き国民の意識が改善するための啓発活動等により、現在の減少傾向がさらに続くことを目標とする。 なお、ベースラインは現在入手可能な直近値(平成23年度)とし、次のグラフの近似曲線から目標設定とする。		



子どもの貧困・幸福度指標案（参照）

表6 子どもの貧困・幸福度指標案

包括指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
相対的貧困または社会的排除にある層（欧州2020指標）	3指標に当たる世帯に暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
子どもの相対的貧困率	等価可処分所得の中央値の6割未満の世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）及び世帯類型別	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
超物質的剥奪率	9項目中4項目が当てはまる世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
就業状態にある者が少ない世帯の子ども	就業状態にある者（18～59歳）が働くことができる期間の2割以下しか働いていない世帯に暮らす子どもの数。	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
子どもの物質的剥奪指標	検討中		EU-SILC	NA	欧州統計局のタスクフォースにて検討中
等価可処分所得の中央値の5割または7割で計算した相対的貧困率	等価可処分所得の中央値の5割未満または7割未満の世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
相対的貧困継続率	当該年とそれ以前の3年間のうち2年以上で相対的貧困ライン未満である子どもの比率	0～17歳	EU-SILC（パネル）	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
時期を固定した相対的貧困率	2005年時点の等価可処分所得の中央値6割で算出した貧困ライン未満である子どもの比率	0～17歳	EU-SILC	背景	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要

リソースアクセス指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
子どものいる世帯で働いている者の相対的貧困率	扶養の子どもがいる者で働いているが、所得が相対的貧困ライン未満である者の割合	年齢別（0～17歳、18～64歳、0～64歳）、世帯類型（一人親、成人2名と子ども）	EU-SILC	主要	
就業密度別の子どもの相対的貧困率	世帯の就業密度別の子どもの相対的貧困率	0～17歳、就業密度別（超高密度・高密度・中密度・低密度）	EU-SILC	主要	
世帯の仕事別子どもの貧困率	検討中		EU-SILC	主要	ISGにより最終的に詰める
子どもの相対的貧困ギャップ	相対的貧困ラインと相対的貧困にある者の等価所得中央値とのギャップ（相対的貧困ラインに対するパーセンテージで表示）	0～17歳	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
保育	保育中の子ども（家族以外の公式の手配）の同年代の比率	3歳未満、3歳から義務教育に上がるまで、30週未満、30週以上	EU-SILC	二次	ISGで検討。本指標では明確で合意した規定による解釈が必要（手法の合意が必要）

両親の雇用への影響	0～6歳の子どもがいない世帯の20～49歳の雇用率と0～6歳の子どもが1名以上いる世帯の20～49歳の雇用率の差	男女別	労働力調査	背景	0～3歳、3～6歳で分けて見ることが重要。
保育のために短時間労働である者	保育のためにパートタイムで働いている者の割合	男女別	労働力調査	背景	
子どもの貧困を減らすための社会移転の効果	社会移転前と後の子どもの貧困率の差	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
住宅費重荷率	住居費総額（住宅手当控除後）が世帯可処分所得総額（住宅手当控除後）の40%以上の世帯に暮らす者のパーセンテージ	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）、相対的貧困状況別	EU-SILC	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要

サービスアクセス指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
幼児教育	4歳から小学校に上がる年齢までの間の子どもで幼児教育に参加している率	男女別	UNESCO-OECD-Eurostat	主要	教育分野でのOMCで利用されており、ISGで有効性を検討
読解、数学、科学の上達	PISAのテストで1以下の15歳児の比率（1が最も低く、5が最も高い）	両親の社会的地位別（学歴、出身国など）	OECD-PISA	主要	キプロス、マルタでデータ欠損だが、OMCに含まれる。
ニート率	仕事、教育、研修を受けていない若者の率	男女別、15～19歳	労働力調査	主要	教育分野でのOMCで利用されており、ISGで有効性を検討
早期退学者	18～24歳で学歴が中学校レベル以下で今後教育も研修も受けない者	男女別、学校区分別	労働力調査	二次	
乳児死亡率	当該年に1歳未満で死亡した乳児の出生した乳児に対する比率(1000人当たり)	両親の経済社会状況別（検討中）	欧州統計局	主要	
住居からの剥奪	住宅からの剥奪に関する以下の項目に当てはまる割合：①雨漏り、壁等の崩落、窓枠・床の腐敗、②住居内のお風呂・シャワーなし、③世帯専用の室内の水洗トイレなし、④日当たりが悪い、照明が十分でないといった住居の問題	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）、相対的貧困状況別	EU-SILC	主要	
過密度	過密な住居に暮らしている者の割合。（算出方法は表2の「過密度」と同じ）	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）、相対的貧困状況別		主要	
新生児体重	出産時の体重が2500グラム以下		WHO-OECD	主要	ISGにより検討
肥満	18～24歳でBMIが30以上の者	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
ワクチン接種率	当該年に1歳になる乳児のうち、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオの予防接種した比率。当該年に2歳になる乳児のうち、はしか、おたふく、風疹の予防接種した比率。		WHO	背景	
精神的苦痛	15～24歳で過去4週間に精神的苦痛を感じた者	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
喫煙常用	15～24歳で日常的にたばこを喫煙している率	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
若年の死亡原因：自殺	15～24歳で自殺によって死亡した率(10万人当たり)	男女別	WHO	背景	

出典：Social Protection Committee (2012a), pages 53-62

出典：高橋義明「欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング」『海外社会保障研究』winter2013, No185

5 . 推進体制

推進体制

- 内閣府に「子どもの貧困対策推進室」を設置し組織的な取り組みにより政策の推進を
例：自殺対策推進室
- 大綱に基づく施策を包括的かつ効果的に推進するために、有識者・当事者・支援団体等の関係者等から構成される「子どもの貧困対策審議会」を常設で設置

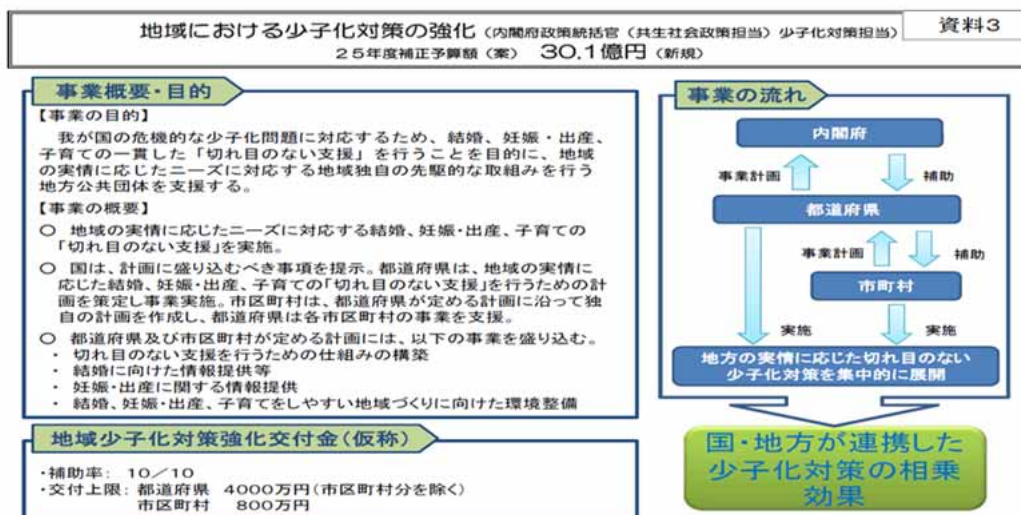
推進体制

- 子どもの貧困問題は領域横断的に対応を要することに鑑み、内閣府・文部科学省・厚生労働省をはじめとする「関係府省連絡会議」を機動的に開催し、適切に施策を推進
- 全国的に子どもの貧困対策が推進され、自治体間格差が生じないように、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを創設
- 施策の進行管理、評価・効果測定、計画の見直し
検討会を立ち上げ、施策の評価に基づく明確な目標設定を
実施例：「健やか親子 21 の最終評価等に関する検討会」
「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」

財源確保による施策の強化

財源確保による自治体支援

例：「地域自殺対策緊急強化基金」「地域少子化対策強化交付金」



自治体間格差解消への取組み

- 市町村も射程に施策の推進を
- 都道府県子どもの貧困計画が努義務

=自治体間格差を是正する取り組みが必要

都道府県及び政令指定都市において、「領域横断的な子どもの貧困対策連絡協議会」等が組織され、子どもの貧困対策の計画づくり等が推進されるよう積極的に働きかけ
市町村においても、子どもの貧困対策の担当部局等が設置されるよう積極的に働きかけ